

助成金オンライン説明会

令和8年8月6日
ハローワーク焼津

今回のテーマ「最低賃金引き上げへの対応」

業務改善助成金

キャリアアップ助成金

活用事例に学ぶ

要件・手続きを知る

今回のテーマ「最低賃金引き上げへの対応」

業務改善助成金

業務改善助成金



静岡県 lowest賃金の引き上げ

令和4年度+34円、5年度+40円、6年度+50円、7年度+63円

業務改善助成金の申請件数(県内)

令和4年度261件、5年度571件、6年度634件、7年度900件超

業務改善助成金

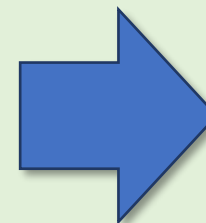
地域別
最低賃金の
引き上げ



事業場内
最低賃金の
引き上げ

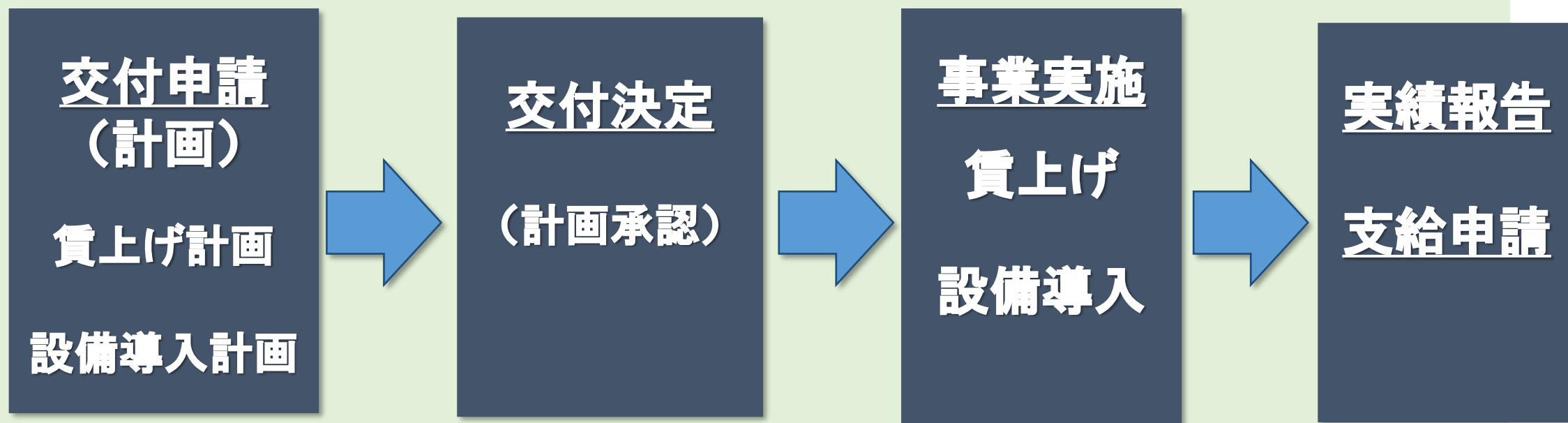


生産性向上
にむすびつく
設備投資



助成金
最大
600万円

業務改善助成金



業務改善助成金

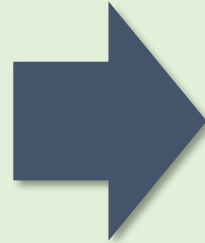
活用事例に学ぶ

業務改善助成金

受給までの「ハードル」

1. スタートラインに立てるか
2. どのように賃上げを行うか
3. その設備投資は生産性向上につながるか
4. 申請手続き(手順)に対応できるか

リーフレットで確認



令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引上げ計画



設備投資等の計画
（機械設備導入やコンテナ
テイングなど）



業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、導入後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が毎年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と準拠、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は同2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働基準用務所・労働基準または賃金課までお尋ねください。

対象事業場・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業場であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業場は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業所ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の締めや注意事項は
裏面をチェック！

助成金申請や助成金などの
詳細は申請をチェック！

業務改善助成金

申請のスタートライン

1. 中小企業・小規模事業者であること

業種	資本金・出資金		常時雇用労働者
小売業(飲食店含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

業務改善助成金

ただし、中小企業でも「みなし大企業」は対象外

「みなし大企業」とは

中小企業であるものの、**資本金や役員**の一定割合を親会社である**大企業が占めており、実質的に大企業によって経営**されている企業

業務改善助成金

「みなし大企業」

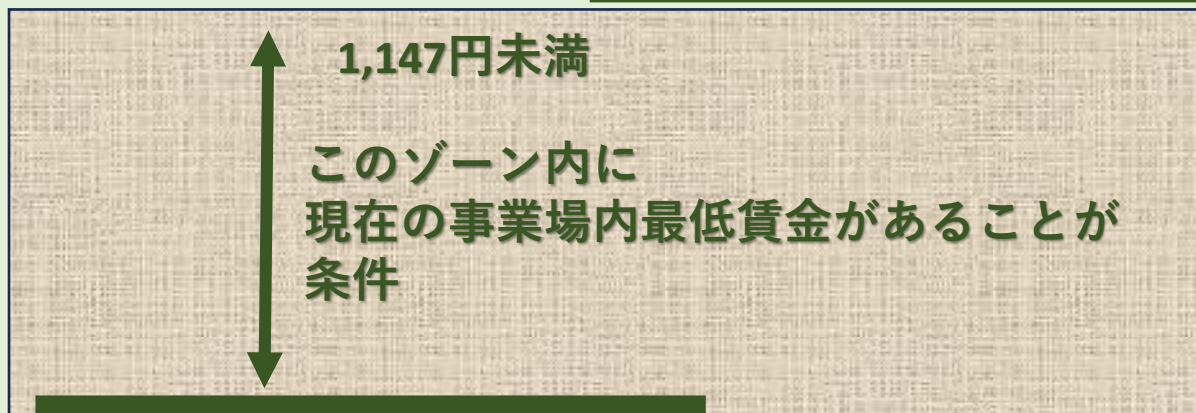
1. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の**大企業**が所有している中小企業事業者
2. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を**大企業**が所有している中小企業事業者
3. **大企業**の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者 など

業務改善助成金

2. 現在、事業場内で最も賃金の低い従業員(雇用保険被保険者・6か月以上勤務)の賃金が、令和8年度静岡県最低賃金未満であること

令和8年度静岡県最低賃金が
仮に1,147円となった場合

静岡県最低賃金(改定)1,147円



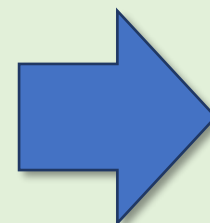
静岡県最低賃金（現行）1,097円

3. 申請は事業場単位
(工場・支店・店舗等)
1事業所で複数申請も

業務改善助成金

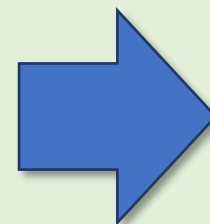
助成金の仕組み

事業場内最低賃金の引き上げを含む
事業場内の賃上げの人数・引上げ額



助成
上限額

生産性向上にむすびつく設備投資



設備投資
費用
×75%

業務改善助成金

助成金の仕組み

リーフレットp.2

助成
上限額

どちらか
低い金額が
助成金額

設備投資
費用
×75%



業務改善助成金

「引き上げる労働者数」の数え方

現在の事業場内最賃Aが1,097円で
これを70円引き上げたケース

70円コース

(仮に1,147円となった場合)

静岡県最低賃金 (改定) 1,147円

1,147円未満

このゾーン内に
現在の事業場内最低賃金(6か月以上
雇用の者のうち)があることが条件

静岡県最低賃金 (現行) 1,097円

(新) 事業場内最低賃金

1,167円

適

+70円

適

+70円

適

+70円

引き上げが70円未満
のため不適

+65円

+70円

現在がすでに(新)事業場内
最低賃金以上のため不適

(注意) 簡略に説明しています。申請にあたっては
申請要件に沿った確認が必要です。

(現) 事業場内最低賃金

業務改善助成金

助成金の仕組み

70円コース・3人
事業場規模30人未満

100万円

100万円

150万円×75%=112.5万円

助成
上限額

どちらか
低い金額が
助成金額

設備投資
費用
×75%



業務改善助成金

生産性向上につながる設備投資

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等で以下の経費
「謝金、旅費、借損料、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、
造作費、経営コンサルティング経費、委託費」

※交付申請(計画)時に原則2社以上の見積書の入手および設備導入により生産性がどう向上するかの説明が必要

※リース・ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の支出は、申請年度に支出したもの(契約時から3年分までのもののまでが上限)

業務改善助成金

生産性向上につながる設備投資

(対象経費の具体例)

- ・POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮(特殊用途自動車※以外の自動車は助成対象外) ※「特種用途自動車」とは、ナンバープレートの車種を表す数字が8で始まるもの及びこれに準ずると考えられるもの
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

業務改善助成金

生産性向上につながる設備投資

(対象経費の具体例・つづき)

- ・国家資格者による経営コンサルティング(顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し) など

※経営コンサルティングは、中小企業診断士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランニング技能士(1級又は2級)等の経営コンサルティングに資する国家資格を有し、常態として経営コンサルティングを業とする者が実施したコンサルティング又は金融機関が行う経営相談

業務改善助成金

▲対象とならない経費

- 単なる経費削減を目的とした経費 (例)LED電球への交換、通信費削減のためのプラン変更、資料作成の外注等
- 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費 (例)動線確保に伴うレイアウト変更、エアコン設置、執務室の拡大、内装工事等の改築費用、机・椅子の増設、空調服等
- 通常の事業活動に伴う経費 (例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、掃除機などの清掃用品、汎用事務機器購入費等)

業務改善助成金

▲対象とならない経費(続き)

- 広告宣伝費・販売促進費 (例)パンフレット、動画、写真等の作成及び媒体掲載、デジタルサイネージ等による掲載、展示会の出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、ランディングページの作成、マーケティングツール活用等
- 建築物構築に関する経費、その他の費用 (例)工場建屋、構築物、簡易建物(ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス、室内の作業スペース等)の取得費用及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
ほか

業務改善助成金

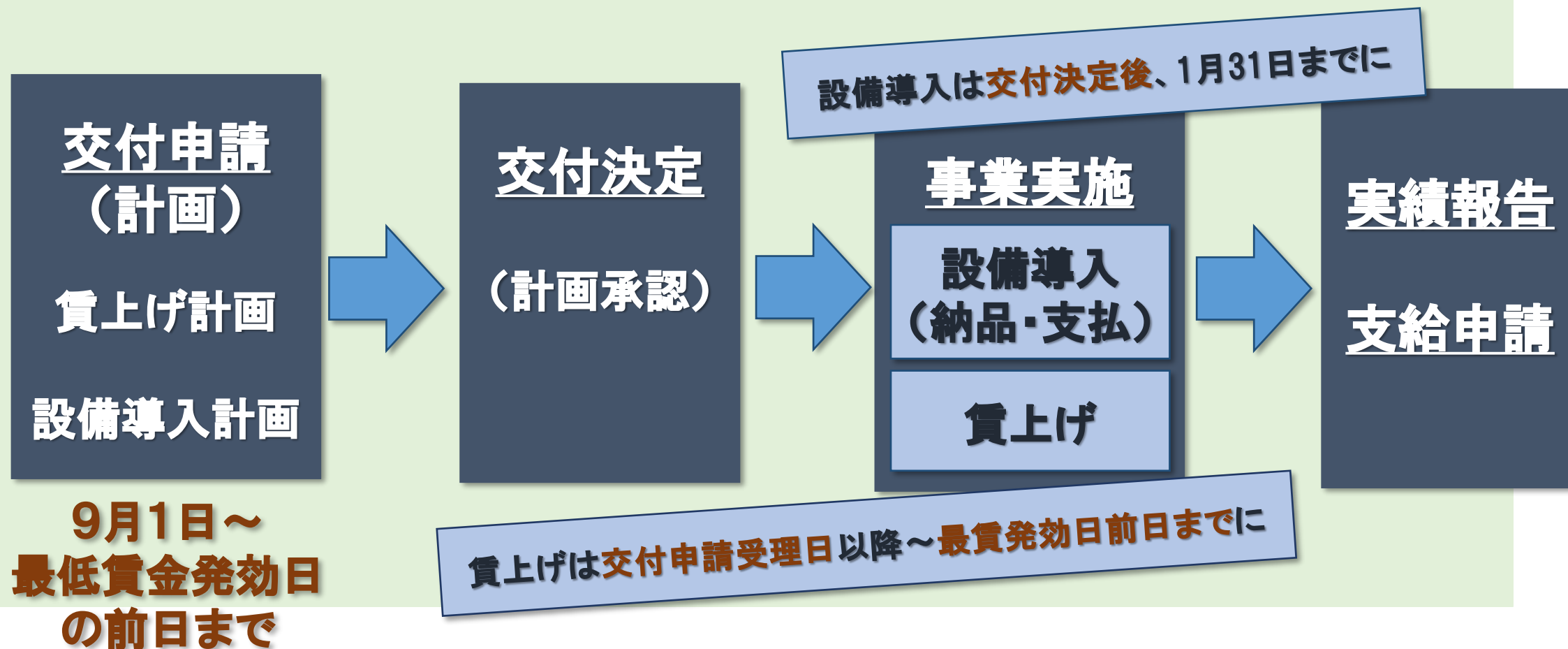
※「特例事業者」

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者

「特例事業者」になると、

- ◇「助成上限額」で、引き上げる労働者数の「10人以上」が使える
- ◇生産性向上設備として、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入が対象となる

業務改善助成金



さらに、詳しくは、

**厚生労働省
ホームページ**

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

(業務改善助成金)

申請マニュアル

厚生労働省労働基準局賃金課

2026. 4

今回のテーマ「最低賃金引き上げへの対応」

キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

非正規従業員の処遇改善（6コース）

主なものとして、

正社員化コース

正社員転換の制度を整備し、正社員に転換する

賃金規定等改定コース

非正規従業員の賃金規定を増額改定し、規定に沿って賃上げを引き上げる

短時間労働者労働時間延長支援コース

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行う

キャリアアップ助成金

活用事例に学ぶ

キャリアアップ助成金

リーフレットで確認



事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金のご案内（令和8年4月8日）

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額				
正社員化支援	正社員化コース		重点支援対象者★	左記以外	重点支援対象者★	左記以外		
		有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり)	①有期→正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
			②無期→正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
		★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a. 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b. 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以上 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注・勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円) ※ 正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しよくばらば)に公表した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)						
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合					
			有期→正規	120万円	90万円			
			有期→無期	60万円	45万円			
		② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合	無期→正規	60万円	45万円			
			有期→正規	90万円	67.5万円			
			有期→無期	45万円	33万円			
※ 助成費が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。								
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	3%以上4%未満	4万円	2.6万円			
			4%以上5%未満	5万円	3.3万円			
			5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円			
			6%以上	7万円	4.6万円			
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
			1事業所当たり	60万円	45万円			
			1事業所当たり	40万円	30万円			
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)					
	短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
				①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
				②4時間以上5時間未満	5%以上			
				③3時間以上4時間未満	10%以上			
				④2時間以上3時間未満	15%以上			
			2年目	①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
				—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

キャリアアップ助成金

正社員化コースの場合

- 
1. 計画書提出
 2. 正社員転換制度の新設＝就業規則の改定
(転換規定がない場合)
 3. 就業規則にもとづく正社員転換
 4. 正社員転換後6か月の賃金支払
※転換前6か月と比較して3%以上増額が必要
 5. 支給申請 (6か月間の賃金支払から2か月以内)

キャリアアップ助成金

賃金規定等改定コースの場合

- 
1. 計画書提出
 2. 非正規従業員(パート等)の賃金規定の増額改定
(最賃引き上げに対応した改定は発効日の前日まで)
 3. 改定後の賃金規定にもとづく賃上げ
 4. 改定後の賃金を6か月支払
 5. 支給申請 (6か月間の賃金支払から2か月以内)

キャリアアップ助成金

リーフレットで確認



「キャリアアップ助成金」を活用して
従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等^{※1}の基本給を定める賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

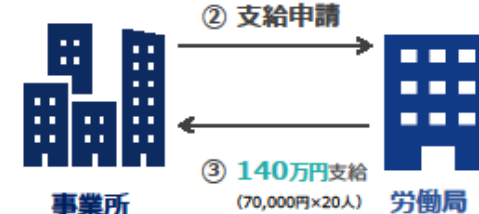
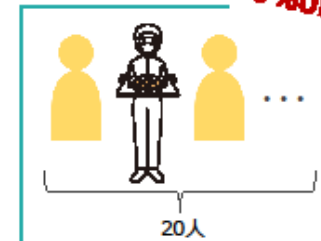
賃金引き上げ率 企業規模	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、
A部門で働く^{※3}パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ

A部門



※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ

さらに、詳しくは、

厚生労働省
ホームページ

※ このパンフレットの内容は令和8年4月8日現在のものです。

事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金の ご案内（令和8年度版）



キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、
いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、
正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を
確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

正社員化支援	正社員化コース	●
	障害者正社員化コース	—
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	●
	賃金規定等共通化コース	●
	賞与・退職金制度導入コース	●
	短時間労働者労働時間延長支援コース	●

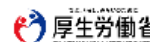
- ・ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。
- ・ 障害者正社員化コースについては、本パンフレットには掲載しておりません。
- ・ 厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」
申請様式や事業主の皆さまからよくある質問についてQ & Aを掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



- この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で運営されています。



厚生労働省

都道府県労働局 ハローワーク

PL080408 No.16

助成金に関するご相談

ハローワーク焼津 求人・専門援助部門

電話:054-628-5155 32#

窓口:2階 8:30～17:15(16:30までに来所)